

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

立川市自転車等駐車場条例（平成5年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名称		位置			名称		位置		
立川市立川駅南口立体有料自転車駐車場		立川市錦町2丁目1番4号			立川市立川駅南口立体有料自転車駐車場		立川市錦町2丁目1番4号		
<u>立川市立川駅南口第二有料自転車等駐車場</u>		<u>立川市柴崎町3丁目9番25号</u>			<u>立川市立川駅南口第二有料自転車等駐車場</u>		<u>立川市柴崎町3丁目9番25号</u>		
……略……		……略……			……略……		……略……		
別表第2（第3条の2関係）					別表第2（第3条の2関係）				
施設区分		駐車区分	単位	駐車料金	施設区分		駐車区分	単位	駐車料金
立川市立川駅南口立体有料自転車駐車場		…略…	……略……	…略…	立川市立川駅南口立体有料自転車駐車場		…略…	……略……	…略…
					自転車 一般駐車	1台につき1回3時間以内		無料	
						1台につき1回3時間を 超え5時間まで		50円	
						1台につき1回5時間 を超え24時間まで		120円	
						1台につき1回24時間		120円	

							を超え24時間までごと	
						原動機付自 転車 一般駐車	1台につき1回24時間 までごと	240円
……略……	……略……	……略……	…略…	……略……	……略……	……略……	……略……	…略…
備考				……略……				

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。